

【刑事判例研究—東京高裁令和4年10月24日判決】

根 津 洸 希

【事案の概要と訴訟経過】

本件は、元国会議員の立花孝志氏がNHK（以下では「C協会」と表記する。）に対して脅迫、営業秘密侵害、威力業務妨害を行った事件としてニュースにもなった事例である。なお本評釈においては、被告人の各行為のうち営業秘密侵害罪についてのみ検討することとし、その余の行為については営業秘密侵害罪に関連すると考えられる限りで言及するにとどめる。本件における事実の概要は次のとおりである。

（1）事案の概要

「当時A党の党首であった被告人が、①A党を脱退したBの携帯電話機に、『今からお前が議員辞めるまで徹底的にYouTubeで叩き続けるから覚悟しておけよ！』などと記載したショートメールを送信した上、YouTubeに、『このB、こいつはもうほんと許しません。』、『俺、もう許さないですからね。親父の方は、もう先が無いからあれだけど、これ25歳のBは、これからもね、徹底的に叩き続けますから。俺、奥さん、この人、この子のお母さんも彼女も知ってますよ。徹底的にこいつの人生、僕が潰しに行きますからね。』、『B親子、特に息子、覚悟しとけ。お前ら許さんぞボケ、俺どんだけ怒ってるか分かってるか。』、『徹底的にしばくからな。』などと発言する様子を撮影した動画を投稿し、さらに、BのFacebookのアカウント宛てに、『おまえ、中央区で歩けないくらいYouTubeでディスリまく

り続けるからな!』などと記載したメッセージと上記動画のリンクを送信し、さらに、上記動画のタイトル欄にBの住所及び電話番号を入力し、同動画等を順次Bに閲覧させ、もって、B及びその親族の身体、自由及び名誉に危害を加える旨告知して脅迫した（脅迫）、②C協会から営業秘密である受信契約締結者等の情報を示されていた共犯者と共謀の上、不正の利益を得るとともに、C協会に損害を加える目的で、営業秘密の管理に係る任務に背き、共犯者がC協会から貸与されていた業務用携帯端末（D）に記録された受信契約者等の情報を画面に表示させ、被告人がビデオカメラで撮影して（以下、撮影に係る動画を「原動画」という。）その複製を作成し、C協会の営業秘密を領得した（不正競争防止法違反）、③C協会放送センター西玄関前路上でC協会に電話をかけ、C協会職員に対し、『C協会さんが僕にくれた個人情報をもぎ散らしていいかな。』、『東京都世田谷区のエリアの人の個人情報を私は、C協会が委託した会社の社員から預かっております。映像もあります。住所やお名前、どこの金融機関でC協会のお金を払っているのか、そういった情報まであります。』などと申し向けるとともに、街頭宣伝車の拡声器を使用して不特定多数のC協会職員に了解させ、さらに、C協会放送センター内で、C協会職員に対し、『私のところに個人情報が来ていますよね。』、『あれ、出したらまずいでしょ。』、『俺会長と話したい。』、『やっぱり個人情報出すってのはこちらも犯罪になりますからね。』、『14日以内に何のリアクションがないようでしたら先ほどのこちらの人質となっている個人情報を拡散します。』などと申し向け、さらに、YouTubeに、上記②で撮影した原動画を一部修正した動画（以下、「本件動画」という。）を、『国会議員がC協会から個人情報をもらっている証拠動画12月4日までにC協会から連絡がない場合は、モザイクをはずして、個人情報を公開します。』とのタイトルを付して投稿し、C協会職員に了解させ、C協会職員らに、本件情報の公開・拡散防止に向けた対応、本件情報に含まれる受信契約者等に対する訪問謝罪等を行わせるなどして、C協会の正常な業務の遂行に支障を生じさせ、もって

威力を用いて人の業務を妨害した（威力業務妨害）というものである。」

（2）第一審¹における争点とその判断

上記認定事実のうち②につき、弁護人は、被告人には、不正の利益を得る目的やC協会に損害を加える目的はない旨主張し、不正競争防止法違反の事実はないと主張した。この点につき、第一審東京地裁は以下のように判示した。なお以下引用における「F」とはC協会を、「B」とは被告人の共犯者を指す。ゆえに以下で言及される「B」は、①の脅迫事件の被害者とは別人であることを注意されたい。

「関係各証拠によれば、被告人は、A党党首として、従前より、Fの放送受信契約や受信料の徴収等に関する問題に対し、種々の方法でこれを批判する活動をしていたことが認められる。そのような被告人にとって、Fの集金人を務める者から受信契約者の個人情報等を取得すれば、これを基に、F及び業務委託先の情報管理に問題がある旨批判することが可能となり、上記活動に資するといえる。このことは、被告人が現に、判示第3のとおり本件情報の動画を利用してFに要求を行っていることから明らかである。以上から、被告人には『不正の利益を得る目的』があったものと認められる。

また、Fにとって、本件情報のような個人情報が外部に流出すれば、社会的な評価・信用が損なわれ、業務に様々な支障が生ずることは明白であり、本件情報をすすんで領得し流出させた被告人には、Fに『損害を加える目的』があったことも問題なく認められる。

この点、被告人は、あくまでBが正真正銘のFの集金人であることを証明するために必要な範囲で、同人が業務用携帯端末を操作しているところ

1 東京地裁令和4年1月20日判決（令2（特わ）1001号）

を撮影したのであって、本件情報は結果的に映ってしまったにすぎないと主張している。

しかし、被告人は、Bが上記端末を操作して画面上に本件情報がスクロール表示されているのを、その間数分にわたって、至近距離で正面からビデオカメラで撮影している上、Bには終始、表示された本件情報の略語の意味等を尋ねるなどしていたと認められる。このような言動に照らせば、上記主張にはかなり無理があり、被告人は、画面上の本件情報の内容に関心を寄せ、それをすすんで取得したことに疑いの余地はない。被告人は、受信契約者の情報の入手先は他にもあったから、上記端末から本件情報を領得する必要はなかったとも主張するが、結論を左右するものではない。」

営業秘密侵害罪の成否についての第一審裁判所の判断は以上のとおりであるが、重要だと思われる記述があるため、量刑の理由についても以下、引用する。

「被告人は、Fを批判する政治活動に利用する目的で、受信料の集金業務をしていた共犯者から、営業秘密である本件情報を動画撮影という形で入手し（…）、その情報を人質のように利用して種々の要求をし、Fの業務を妨害した（…）。一連の犯行態様は、落ち度のない受信契約者の個人情報流出の危険にさらした面もあり、政治活動としての許容範囲を超えたものといわざるを得ない。（以下略）」

（3）本件における争点とその判断

上記第一審の判断に対し、弁護人は②の不正競争防止法違反について、「被告人には不正の利益を得る目的も、C協会に損害を加える目的もなかったのに、それらがあると認定した原判決には事実誤認がある（受信契

約者等情報を管理するサーバから取得した情報を印刷した書面の証拠調べ請求を却下した原審の判断には、訴訟手続の法令違反がある。）として無罪を主張した。これに対し本件東京高裁は以下のように判示した。

「所論は、同法所定の『不正の利益を得る目的』、『損害を加える目的』について、C協会の問題点を指摘するために、国政調査権などを背景にした正当な調査活動の一環としての活動を撮影することができなければ、政党としての政治的活動を著しく制限されることになるから、厳格に解釈適用すべきであるとした上で、原動画撮影の目的は、集金人の集金活動に密着し、C協会の集金業務の問題点を明らかにする点にあるところ、Dを撮影したのは、同人がC協会から業務委託を受けた集金人であることを明らかにするとともに、Dに保存されている情報の内容を把握することで、集金人が知らない情報をあたかも知っているかのように振る舞うなどの詐欺的な契約締結を予防し、あるいは、集金人がどのような情報に注目して契約勧誘、集金活動を行っているかを広く知らしめることにあった、個人情報自体を取得してもC協会の活動を批判することはできないし、被告人は当時、受信契約者等情報を他の形で取得することも可能であったから、原動画撮影当時、敢えて受信契約者等の情報を取得する意図はなかったことは明らかである、被告人が原動画を撮影したのは令和元年9月、YouTubeに本件動画を公開したのは同年11月であるところ、顧客情報を利用する目的であったのであれば、2か月もの間情報を利用しない理由はないし、撮影当日にアップロードした動画では、集金人への密着とそれに付随する情報のみを切り取ってアップロードしており、これらの情報のみを取得、利用しようとしていたことが明らかである、などとして、被告人には、原動画撮影当時、『不正の利益を得る目的』も、C協会に『損害を加える目的』もなかった、旨主張する。

しかし、まず、集金人の契約勧誘行為の問題を明らかにするために、どのような情報がDに保存されているかを把握する必要があったとの主張に

については、原審公判において、被告人が、Dの外観だけでなく中の情報まで撮影した理由につき、C協会から委託を受けた本物の集金人であることを示すためには、中の情報も示して本物のDであることを明らかにする必要がある旨しか述べていないことなどからしてそもそも不自然である上、仮に所論が主張するような意図を有していたとしても、そのような意図と、受信契約者等情報を、後日自身の活動に利用しようとの意図は併存し得るものであり、所論は採用できない。

また、原動画のように、まさに集金人によって受信契約者等情報が明らかにされる場面自体を撮影したものを公開することによる影響の大きさ等からすれば、被告人が本件当時、同情報を他の形で入手可能であっても、被告人が原動画撮影時に同情報を入手する意図があったことは特段不自然ではない（なお、被告人が他から受信契約者等情報を取得することができたという点は、原審においても被告人自身が述べるなどして明らかになっており、原判決もこの点を前提に、結論を左右しない旨説示しているのであるから、Eから取得した受信契約者等情報を印刷した書面（原審弁9）の証拠調べ請求を却下した原審の判断に、所論が主張するような訴訟手続の法令違反もない。）。

さらに、所論が指摘する本件動画公開に至るまでの一連の経緯についても、原判決が指摘するとおり、そもそも、本件後に、上記③のとおり実際に同情報を人質のようにしてC協会に要求を行っていること自体から、同情報をC協会に対する批判に用い、C協会の社会的評価・信用を損なわせる意図をもって原動画を撮影したことがうかがわれるところ、C協会放送センターに行く前日頃、たまたま本件情報の存在を思い出して利用を思いつuitという被告人の供述は不自然で信用し難く、原動画撮影当時から、具体的な利用場面はともかく、C協会を批判するなどの自身の活動に必要な際に同情報を利用する意思があったとみるべきである。原動画の撮影後、当初は同情報を公開しなかったという経緯があっても、この点の判断を左右するものではない。

所論は、国政調査権を背景とする正当な調査活動との関係で、不正競争防止法上の図利加害目的は厳格に解釈適用されなければならない旨主張するところ、政治活動の一環として行った行為であるという目的の正当性の点はともかく、本件では、例えばC協会の不正を公表するためにその不正行為を示す情報自体を取得したような場合とは異なり、C協会と受信契約を締結している者等の具体的な情報という、いわば無関係な一般国民の個人情報を取得していることやその取得経緯からすれば、上記のとおり、被告人は、具体的な利用場面はともかく、このような一般国民の個人情報を、後にC協会を批判するなどの自身の活動の際に悪用するために取得したものと見え、このような取得行為に図利加害目的があることは明らかであり、図利加害目的を認定した原判決の判断に誤りはないというべきである。」

【検討】

一 問題の所在

本件は、不正競争防止法21条1項3号口に掲げられた営業秘密侵害罪の成否が問われた事案である。不正競争防止法は21条1項各号にて営業秘密侵害罪の各行為類型を定めており、その趣旨は経済的価値の高い技術、ノウハウ、営業等の情報を刑事的にも保護し、もって公正な競争秩序の維持、ひいては我が国の国際競争力の促進を目指すものである。というのも、この営業秘密侵害罪が不正競争防止法に導入される平成15年以前では、技術情報などは主に特許法による保護がなされていたところ、この特許制度というのは当該技術を公開することでその技術利用に関しライセンス契約などを締結することを想定した制度設計となっていた。それゆえ、技術情報のうち、秘密であるがゆえに価値があるような情報は、そもそも特許法による保護には適してはいなかった。さらに、特許申請がなさ

れ、公開の上で特許法により保護されるべき技術情報も、特許制度を有していない諸外国における特許権侵害・模倣品の作成を避けられず、我が国の技術流出が看過できないレベルとなった。その結果、平成15年の不正競争防止法改正により営業秘密侵害罪という刑事規定が導入され、民事・刑事両面からの保護が実現した。この営業秘密侵害罪は、後にも若干触れるが、幾度の改正を経て、現在の規定へと至っている。²

本件で問題となる営業秘密侵害罪、不正競争防止法21条1項各号には、「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で」、といういわゆる図利加害目的が定められている。「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれるとされる。営業秘密保有者の営業秘密を、自ら不正に使用して不当に収益を上げる目的（自己図利目的）や、開示した者に不正に使用させることによって、その者に不当な収益を上げさせる目的（第三者図利目的）においては、営業秘密保有者と自己又は第三者とが競争関係にある必要はないため、この第三者には外国政府機関等も含まれるとされる。なお、公序良俗又は信義則に反する形であれば、その目的は経済的利益か、非経済的利益かを問わないとされる。³

「営業秘密保有者に損害を加える目的」とは、営業秘密保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的のことをいい、現実には損害が生じることは要しないとされている。⁴

なぜ営業秘密侵害罪においてこのような内容の図利加害目的が要求されているかといえ、ひとつには処罰の間隙が生じてしまいかねない旧規定

2 経済産業省 知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法」2-23頁

3 経済産業省・前掲注2）250頁

4 経済産業省・前掲注2）250頁

を、現在の文言の図利加害目的に改めることで処罰の拡充が目指されたこと、もうひとつにはその一方で目的要件を付すことで適切に処罰を限定付けることが目指されたことが挙げられる。先述の通り、不正競争防止法は平成15年改正において営業秘密侵害罪を導入したものの、その際、目的要件として「不正の競争の目的」という文言を用いていた。しかしこのような目的規定であれば、営業秘密保有者とは一切競争関係にはない第三者により営業秘密が公開されてしまった場合などに、不可罰となりかねない。たとえば、被害会社とは競争関係にはない個人のハッカーが、被害会社の営業秘密に不正にアクセスし、愉快犯的にその営業秘密をインターネットなどで公開した場合でも、被害会社の経済的損失は計り知れないものの、当該行為者は被害会社と競争関係にはないために「不正の競争の目的」とはいえず、無罪となりかねないためである。それゆえ現行法は競争関係を要求せず、利益目的や加害目的さえあればよいという処罰範囲拡張の趣旨で目的要件を図利加害目的に改めている。⁵

他方、27年改正の際に目的要件を巡る議論の中で、そもそも営業秘密侵害罪に目的要件は不要であって、故意があれば足りるのではないかという趣旨の立論もあったところ、結局、図利加害目的は削除されるには至らなかった。というのも、故意だけでは処罰範囲を適切に限定できないとされたためである。たとえば、勤勉な社員が仕事を多く抱え、納期直前まで頑張っていたものの、就業時間内には処理することができないと判断し、上司などの決済を得る時間もなかったため、やむなく自宅で作業を続けるために営業秘密を勝手に私物のPCにコピーしたといった場合、この社員はあくまで納期に間に合わせるという営業秘密保持者にとって有益な行為をしているにもかかわらず、上司に決済を取らずに（＝秘密管理任務に違背して）営業秘密を複製したとして、営業秘密侵害罪に問われかねないこととなってしまういかねない。これでは、民事上の不正競争行為のうち

特に悪質な行為を処罰するとした改正不正競争防止法の法趣旨には沿わないため、処罰の限定の見地から、なお図利加害目的が要求されることは従来通りとされたのである。⁶

ところで、この図利加害目的は、他の正当な目的とも併存しうる。たとえば、先ほどの勤勉な社員事例で、納期に間に合わせる目的はたしかにあったものの、その実、「この仕事で取引先の歓心を買ひ、この営業秘密と共に好待遇で先方の会社に転職してしまおう」といった目的も有していた場合なども考えるところである。納期に間に合わせるという、営業秘密保有者を利する正当な目的と、営業秘密と共に好待遇で転職するという図利加害目的が併存したような場合、図利加害目的の要件は満たされるのであろうか、あるいは否定されるのであろうか。

この点、具体的な文言こそ異なるが、刑法247条の背任罪もまた図利加害目的を要件としており、その解釈を巡る議論が参考になる部分もあるかもしれない。背任罪における図利加害目的の解釈をめぐることは、学説上、図利加害の動機が必要とするいわゆる積極的動機説、あるいは図利加害の意欲を必要とする意欲説をはじめとしてさまざまな見解が主張されていたところである。これについて判例は意欲ないし積極的認容までは必要ではなく、図利加害の動機がなくても本人図利が行為の決定的な動機でない以上、自己第三者利益または本人加害の認識がある限り図利加害目的があることを認めることは可能であると解している。これは図利加害目的を、本人図利目的が無いことを裏から示す要件であると解する、いわゆる消極的動機説と呼ばれる見解に親和性があるものと考えられる。⁷

しかし図利加害目的を本人の利益との関係で論じる背任罪におけるこの

6 玉井克哉「営業秘密侵害罪における図利加害の目的」警察学論集第68巻12号44頁以下。

7 松宮孝明・金沢真理編『新・コンメンタール刑法〔第二版〕』日本評論社（2021）471頁以下。

解釈は、必ずしも営業秘密侵害罪にパラフレーズできるわけではない。というのも、営業秘密侵害罪は先ほどの改正経緯にて若干言及したように、営業秘密保有者（＝背任罪でいうところの本人）の利益を保護する側面ももちろんであるが、他方、公正な競争秩序をも保護する側面⁸も存するところ、背任罪における図利加害目的と全く同一であると解することはできないからである。

また経済産業省が公表している不正競争防止法逐条解説によれば、「図利加害目的に当たらないもの」として3つの例が列挙されている。ひとつは公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する行為（①）、労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を、労働組合内部（上部団体等）に開示する行為（②）、残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに、営業秘密が記載等された文書やUSBを自宅に持ち帰る行為（③）である⁹。この③の類型は先ほどの本人図利目的であり、背任罪の図利加害目的と共通しているように考えられるが、①の公益通報目的や②の労働争議目的はやはり営業秘密保有者の利益との関係に汲み尽くされるものではない。

したがって営業秘密侵害罪における図利加害目的は、本人図利の場合のみならず、一定の公益目的であれば否定されうることとなろう。これらを念頭に本事案に話を戻すと、本件被告人はC協会を批判する政治活動かねてから行っていたところ、その手段・方法はいったん置くにしても、本人は「正当な政治活動である」と主張している。また、本件東京高裁も「政治活動の一環として行った行為であるという目的の正当性の点はともかく」としつつも、本件被告人の行為が政治活動の一環であったこと自体に一定程度理解を示しているようである。したがって、本件被告人の行為には一定程度の公益目的が、少なくとも併存している可能性が認められうる

8 経済産業省・前掲注2）245頁。

9 経済産業省・前掲注2）251頁。

ため、このような場合に図利加害目的が肯定されるのか否定されるのかが問題となる。

二 本判決の判断

上記の立法・改正経緯を念頭に、本件東京高裁判決の判断を改めてみていく。

本件東京高裁は、「不正の利益を得る目的」も「損害を加える目的」もないとする被告人の主張に対し、これをどちらも肯定した原判決の判断を適切であるとしつつ、それを補足するかたちでその判断を示している。

被告人は、受信契約者等の情報をビデオカメラで撮影した行為はC協会の集金活動の問題性を明らかにするためであって、図利加害目的はなかった旨の主張をしたものの、本判決は「…情報まで撮影した理由につき、C協会から委託を受けた本物の集金人であることを示すためには、中の情報も示して本物のDであることを明らかにする必要があった旨しか述べていないことなどからしてそもそも不自然である上、仮に所論が主張するような意図を有していたとしても、そのような意図と、受信契約者等情報を、後日自身の活動に利用しようとの意図は併存し得る」としてその主張を退けた。

また、被告人は、個人情報自体を取得してもC協会の活動を批判する活動に利用することはできないし、同情報を他の形でも取得できたはずだから、撮影当時、敢えて受信契約者等の情報を取得する意図はなかったとして、やはり図利加害目的はなかった旨の主張をした。これに対し本件東京高裁は、「原動画のように、まさに集金人によって受信契約者等情報が明らかにされる場面自体を撮影したものを公開することによる影響の大きさ等からすれば、被告人が本件当時、同情報を他の形で入手可能であっても、被告人が原動画撮影時に同情報を入手する意図があったことは特段不自然ではない。」として、情報を入手する意図がなかったとする主張を退けた。

そして、被告人が受信契約者等の情報をビデオカメラで撮影してから、同動画をYouTubeで公開するまで2ヶ月が経過しており、顧客情報として利用する目的であればこのような期間をあける必要もないことに鑑みれば、受信契約者等の情報ではなく集金人の様子を撮影することに主眼があるところ、受信契約者等の情報から不正の利益を得る目的も、損害を加える目的もなかった、という被告人の主張に対しては、「上記③のとおり実際に同情報を人質のようにしてC協会に要求を行っていること自体から、同情報をC協会に対する批判に用い、C協会の社会的評価・信用を損なわせる意図をもって原動画を撮影したことがうかがわれるところ、(…)、具体的な利用場面はともかく、C協会を批判するなどの自身の活動に必要な際に同情報を利用する意思があったとみるべきである。」として、いずれも被告人の主張を排斥した。

さらに進んで本判決は、政治活動目的と図利加害目的の関係についても若干言及しつつも、「政治活動の一環として行った行為であるという目的の正当性の点はともかく、本件では、例えばC協会の不正を公表するためにその不正行為を示す情報自体を取得したような場合とは異なり、C協会と受信契約を締結している者等の具体的な情報という、いわば無関係な一般国民の個人情報を取得していることやその取得経緯からすれば、上記のとおり、被告人は、具体的な利用場面はともかく、このような一般国民の個人情報を、後にC協会を批判するなどの自身の活動の際に悪用するために取得したものと見え、このような取得行為に図利加害目的があることは明らか」であるとした。

三 分析

本判決は、「仮に政治活動目的であるとしても」という仮定的な留保のもとではあるが、そのような目的があろうと、直ちに図利加害目的は否定されないとの判断を明らかにした。実際のところ本判決が被告人の行為を

政治活動目的に基づくものと捉えているかについては確実ではないものの、仮に政治活動目的に基づく行為であったとしても本件では図利加害目的が肯定されるとの判断を下しており、その意味では、目的併存事例の処理を検討する上で参考となろう。ただし、目的が併存している旨を明示的に述べたものではないため、背任罪における図利加害目的判断のように、主たる動機がいずれであったかを問う判断方法を採用しているといえるかについてはなお慎重な検討を要する。

本判決の判断の基本的な論理構造は、次のようにまとめることができよう。被告人の本件撮影行為が、仮に政治活動目的に基づくものと認められたとしても、C協会の不正を公表するための情報ではなく、無関係の第三者の個人情報を取得した経緯からすれば、図利加害目的はなお否定されない、という判断である。ここでは、C協会の活動を批判するという政治活動目的が正当な目的であるか否かについての判断は避けられている。また仮にC協会が実際に不正をはたらいていたとして、その情報を取得したような場合には、判断が異なりうることを示唆している。

前者の政治的活動の正否については、司法が過度に積極的に政治的活動の是非を論じ、場合によっては当該政治的活動を不当な活動であると断じてしまえば政治的活動を委縮させる可能性があり、三権分立の面でも問題があらうという配慮に基づき判断を避けたものと考えられる。本件では被告人の政治的活動の是非にかかわらず、図利加害目的を肯定するに十分な事実がその行為態様から既に認定できたため、上記の配慮もあってC協会を批判する政治的活動に用いることが「不正」の利益／損害にあたるかについては踏み込まず、あくまで無関係な第三者の個人情報を人質のように扱おうとする意図を「不正」の利益／損害の目的と認定したものと解されよう。この点、原審東京地裁令和4年1月20日判決¹⁰は単に被告人の政治的活動に資するという点をあげて図利目的を肯定しているように読めたた

10 令2（特わ）1001号（West Law文献番号2022WLJPCA01209010）

め、ややもすれば政治的活動に資するものであればおよそ図利目的が肯定されるとの印象を与えかねなかった。そこで本判決は上述のごとく「補足して説明」したのであろう。

後者の、仮にC協会が実際に不正をはたらいていた場合には事例が異なる点については、真に公益目的に基づく行為であれば、図利加害目的が否定される余地があることを示唆した点で注目に値する。既に述べた通り、原審東京地裁はやや言葉足らずに、大要「被告人はかねてよりC協会を批判しており、その批判活動に利用する目的であったために図利目的が肯定される」旨の判示をしていた。しかしそうになると、仮にC協会が実際に不正をはたらいており、したがってそれを批判することが適切な場合であったとしても、図利目的が肯定されてしまいかねない¹¹。不正競争防止法の解説に政治目的は直接列挙されていないものの、公益通報目的での内部告発の場合には図利加害目的が否定される旨の趣旨に鑑みれば、C協会内の「本当の不正」がもし存在し、それが営業秘密に当たるものであっても、その不正に関する情報を取得することには図利加害目的は認められないと解することはむしろ自然である。そのため、この点についても原審の言葉足らずであった点を、本判決が補足したものと解される。

四 本判決の意義

本判決は政治目的と図利加害目的というセンシティブな問題につき、政

11 想定しがたい架空事例ではあるが、仮にたとえば、一般視聴者のうち受信料を銀行引き落としにしているために受信料の引き落とし金額に気を配っておらず、これ幸いとC協会が受信料をひそかに多く徴収している実態がある、という情報を掴んだ行為者が、専ら、不当に高い金額を支払っている視聴者を救うためC協会の内部の者と通謀し、不当に高い受信料を支払っている当該視聴者の氏名や銀行口座番号、口座取引履歴などを領得したというような事情を想定されたい。

治目的そのものには立ち入らず、その行為態様から図利加害目的を肯定しており、その結論は妥当であるといえよう。また、政治目的という立法者が想定していなかったであろう目的が併存した場合にも、図利加害目的が否定されうる余地があることを示唆した点に重要な意義がある。

しかし未解決の問題も残されている。本件では被告人の行為態様から比較的容易に図利加害目的が肯定されうる事例であったが、さらに複雑な事例も想定されうるからである。すなわち、本件の事例を改変し、たしかに客観的には正当な政治活動であり、内容的にも正当な批判ではあるものの、「この批判活動をもって政治家として名をあげたい」という目的ないしC協会に対する単なる憎悪の念がむしろ主たる動機であった場合には、図利加害目的が肯定されるのか、否定されるのか、という問題である。今後も判例の動向に注目していく必要があるだろう。

なお、本稿執筆中、本事案につき最高裁の判断が下され、その結果本判決の結論が維持されたとの報に接したが、本稿提出の5月10日現在、同決定は公刊物未掲載であったため、本稿では本件東京高裁令和4年10月24日判決を分析対象とした。最高裁の判断の分析については他稿を期したい。

【本研究は、科研費基盤研究（B）（21H00674、研究代表者：玉井克哉）の助成を受けたものである。】